

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下妻市長 菊池 博

市町村名 (市町村コード)	下妻市 (82104)
地域名 (地域内農業集落名)	大形地区 (鎌庭、鬼怒、別府、村岡、皆葉、五箇)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月5日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

普通作では担い手が不足しており、地区外や市外からの耕作者を受け入れている。園芸では大規模化が進んでおり、農業研修生を雇うことで労働力の確保を行っている。10年後も高齢化や後継者不足が予想され、担い手確保が喫緊の課題である。
地区全域の田畑において、20a以下の圃場が多く、作業効率を向上させるには集約が必要である。また、圃場間の段差が生じていたり、用排水不良などの問題を抱えていたり耕作条件の悪い圃場も多い。特に、別府の一部圃場においては、激しい地盤沈下が生じており、機械での作業も困難な場所があり、遊休農地となってしまうことから、基盤整備を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要品目は水稻のほかメロン、すいか、白菜等の露地野菜で、ハウス栽培もおこなわれている。畜産では牛や採卵鶏の飼育が行われている。普通作、園芸作のどちらにおいても高齢化や後継者不在による担い手不足が見込まれている。園芸作においては、市外の耕作者も進出してきており、地区内担い手への集積・集約がなかなかすすまない。
また、アライグマによる園芸作物の被害が増えているほか、作物の盗難が発生しており、関係機関と連携して対策を講じる必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	339 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	338 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。特に畑地において中間管理機構の利用率が低いため、活用のメリットを周知していく。

<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>相対や作業受託が多く、中間管理機構の利用率が低いため、地権者に対する説明会等を行い機構活用のメリットを周知していく。地区単位で一括して中間管理機構に農地を貸付け、担い手に配分できるよう支援を行う。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>大区画化および段差や排水不良等の解消なども図るため、基盤整備の活用を検討する。 地盤が悪く機械が進入できない区域が2haあり、整備を行わない限り今後農地として活用することは不可能。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>現状担い手は確保されているが、将来は不足するおそれがある。農地を維持するため、新規就農、参入企業があれば、栽培技術や農地確保のアドバイスをするなど、定着までの支援を行う。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>園芸作においては主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。水田においては一部で(株)ひかりファーム常総に作業を委託している。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①アライグマによる園芸作物被害が増加しており、捕獲を進めるほか、被害防止対策を検討していく。
③補助事業等によるスマート農業の導入を推進していく。